

府立漕艇センター利用者規則について

2023年1月

大阪府立漕艇センター指定管理者
一般社団法人大阪ボート協会

府立漕艇センターの利用に当たってのトラブルを予防し、安全かつ快適に利用していただくため、利用者規則を策定し、2023年1月1日より施行しています。

利用者・利用団体の皆様におかれましては、施設の利用に当たって内容をご確認いただきますようお願いいたします。

ご質問がある場合は、団体名・質問者氏名を明記のうえ、協会 (info@oara.or.jp) あてにメールでお送りください。質問者あてに回答をお送りします。

大阪府立漕艇センター施設利用者規則

(施設利用の一般則)

【解説】適切な利用のための基本的事項です。府の公共施設における一般的な規定に準拠しています。

- 1 大阪府立漕艇センター（以下「センター」という。）の利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) センター敷地及び建物（以下「施設」という。）内において騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いるなど他人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (2) 施設又は設備（用具類、貸出艇・オール、備品、トレーニング機器、什器等をいう。以下同じ。）を損傷し、又は汚損しないこと。
 - (3) 許可なく施設又は設備の現状を変更しないこと。
 - (4) 許可なく施設内において物品の陳列、販売若しくは寄附金の募集又は署名活動等をしないこと。
 - (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
 - (6) 所定の場所以外でみだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
 - (7) 施設内に他人の迷惑となる動物（身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に定める身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。
 - (8) [大阪府立漕艇センター条例](#)（以下「条例」という。）第3条のセンター利用承認取消し等の事由に掲げるような利用を行わないこと。

参考：条例第3条(利用の承認の取消し等)

第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 センターの利用の申込みに偽りがあったとき。

二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起こさせ、又はそのおそれがあるとき。

三 センターの建物又は設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

2 指定管理者は、本規則に反する利用があり、その是正を指示したにもかかわらず適切な対応がなされない場合は、[条例](#)第3条第6号に該当するものとみなして、同条に基づき当該利用者の施設の利用を一部停止もしくは禁止することができる。

(施設・設備の適正利用)

【解説】 設備の原状返却、破損の報告と補修責任について定めるものです。

3 施設・設備（艇を含む）の利用については次のとおりとする。

(1) 利用者は、使用した設備を必ず元の状態で元の場所に返却すること。

(2) 利用者は、施設・設備を破損・紛失した場合は、速やかに指定管理者に報告すること。

(3) 施設・設備を破損・紛失した原因者は、原則としてその損害を弁償するものとする。

(私用品の管理について)

【解説】 センターに私用品を置く場合の条件と、管理責任について定めるものです。

4 私用品の管理については次の通りとする。

(1) センター建物内には原則として私用品を置くことはできない。

(2) 前項の規定にかかわらず、貸艇庫利用者は、保有艇の利用に際して必要な私用品を、自らの責任において自艇保管場所の近辺または指定管理者担当者（注：センター事務員）が認めた場所に限り置くことができる。ただしセンター管理上の支障、もしくは他の利用者の利用の妨げになるような場所に置くことはできない。

(3) 指定管理者は、前項の規定に反する私用品が置かれている場合には、その撤去または移

動を指示することができる。また、指定管理者担当者は、施設管理上の必要がある場合は、(2)の私用品を移動することができるものとする。

- (4) (2)の私用品の紛失、盗難について指定管理者および大阪府は一切の責任を負わない。
- (5) 貸艇庫利用者は、(2)の私用品の適正保管及び紛失・盗難の防止のため、施錠可能なロッカー等への収納に努めるものとする。

(事故等について)

【解説】 事故等の責任について定めるものです。

5 施設の利用に係る事故等については次のとおりとする。

- (1) センター敷地内において指定管理者及び大阪府に責のない事由で起きた事故や怪我、盗難などについて指定管理者及び大阪府は一切の責任を負わない。
- (2) 施設利用者が水路において競技活動を行う中で生じた事故や怪我について指定管理者及び大阪府は一切の責任を負わない。
- (3) 指定管理者は、スポーツにより生じる事故、怪我等に対する保険について利用者に情報提供する。また、利用者の求めに応じて救命胴衣を無償貸与する。

(貸出艇の適正利用について)

【解説】 浜寺コースは海水ですので、艇の管理には細心の注意が必要です。特に、使用前・後の艇の状態の確認と破損の報告は、確実にしていただきますようお願いいたします。センター窓口で、図入りの説明書を配布しています。

6 貸出艇の利用については次の通りとする。

- (1) 貸出艇利用後に艇庫に収納する際は、指定管理者担当者の指示がある場合を除き、艇は貸出前と同じ位置（ラック）に収納し、オール、パーツ（ラダー、シート、ストレッチャー）も貸出前と同じ状態で収納すること。
- (2) 利用開始時に破損箇所の有無を確認し、破損箇所があった場合には指定管理者担当者に報告すること。破損があったにもかかわらず報告しなかった場合は、その後の貸出艇の利用を禁止することがある。
- (3) 乗艇前に浜寺水域の航行ルール及び大会等による水域利用条件等を確認し、これらの情報に従って水上活動を行うこと。
- (4) リギングにおいては以下を遵守すること。
 - ア) ピン（リガー）を曲げることによる角度調整をしないこと。
 - イ) リガーの取付部の M6 ナット（10 番）の締付けは、原則としてボックスドライバーを使うこと。
 - ウ) ガンネルとリガーの間にパッキン等を挟んで角度調整しないこと。
- (5) ダブルスカルを運ぶときは、船底(ハル)を横向きにし、波よけと整調のストレッチャーに近いところを持つようにすること。

- (6) 使用した艇のハル・デッキ・リガー・ラダー、及び使用したオール全体について、水道水で海水を十分に洗浄したうえで、水を切って雑巾で水分を拭き取ること。なお、ストレッチャーとシートには水を直接かけず、シートは外して雑巾で拭くこと。
- (7) センサー、コックスボックス等のコードやスピーカーなどを固定するために粘着テープを使った場合は、全て剥がして原状復帰すること。
- (8) 艇が破損した場合は、必ず指定管理者担当者に報告すること。破損したにもかかわらず報告しなかった場合は、その後の貸出艇の利用を禁止することがある。
- (9) 艇を収納してから、指定管理者事務所に報告し、担当者による艇の状態の確認を受けること。
- (10) 貸艇料は、リギング、後片付けを含めた利用時間で精算するものとする。
- (11) 利用状態が悪く、注意しても改善されない利用者に対し、指定管理者は当該者によるその後の施設・設備利用を禁止することができるものとする。
- (12) 指定管理者は前各号をわかりやすくまとめたマニュアルを窓口配布もしくはホームページ上に掲載して利用者への周知を図るものとする。

(保有艇・オールの保管場所について)

【解説】艇やオールの保管場所の決定方法と、工事などの際、期日までにやむを得ず移動させなければならない場合に、最小限の範囲で移動することを明文化したものです。

7 保有艇・オールの保管場所については次の通りとする。

- (1) 保有艇の保管場所（アーム・ラックの位置）及びオールの保管場所は指定管理者担当者が決定する。
- (2) 指定管理者担当者は、施設管理上の必要がある場合（例：工事などの場合）は、必要最小限の範囲で保有艇またはオールを移動することができるものとする。

(センター敷地の適正利用について)

【解説】センター敷地の利用に関して必要な事項を明文化したものです。車両の駐車については府の指示に基づくものです。

8 センター敷地の利用については次の通りとする。

- (1) センターには、[条例別表](#)に掲げる料金を支払ったうえで、センターの施設・設備の利用にあたって必要な物品を置くことができる。この場合において、置く場所及び面積は指定管理者が定める。
- (2) 車両は、センターの管理、艇その他の設備の搬入・搬出、施設を利用した大会や合同練習等に伴う搬入・搬出その他の大会等運営上の必要がある場合を除き、センター敷地内に車両を駐車することはできない。

附 則 本規則は、令和5年1月1日より施行する。